

## ロシアにおけるインターネット上の 海賊行為対策【その2】

Gorodissky &amp; Partners

Sergey Medvedev



Gorodissky & Partners は 1959 年に設立された事務所である。約 120 名の弁護士・弁理士を含む約 370 名が在籍している知的財産に特化した事務所である。Medvedev 氏は弁護士であり、ロシア商標代理人の資格を有している。

ロシアにおけるインターネット上の海賊行為対策について、全 2 回のシリーズで紹介する後編。

### ■ 裁判所の実務

【その 1】からの続き

モスクワ市裁判所のウェブサイトの情報によると、同裁判所は、海賊行為防止法の施行後 1 年間（2013 年 8 月～2014 年 7 月）で、映像に係る排他的権利侵害による仮差止命令 77 件を発行した。さらに、この分野で 40 件の判決が既に下されている（2014 年 7 月 31 日現在）。これら判決を分析すると、海賊行為防止法が定める手続きに基づき、映像に係る排他的権利を行使する実務は、かなり着実に進展しているといえる（すなわち、権利者と排他的実施権者にプラスに動いている）。

海賊行為防止法が施行される前は、情報メディアの法的責任に関する裁判所の実務は、ロシアで統一されているとはいえなかった。ほとんどの場合、上級裁判所は、知的財産権侵害の責任は違法コンテンツをインターネットに実際にアップした者が負うべきという立場を取っていた。こうした事例でインターネット・サービス・プロバイダーとホストプロバイダーの責任が認められたことはほとんどなかった。

例えば、ロシア連邦最高商業裁判所は、マスターホスト（Masterhost）事件で、「プロバイダーは、データの送信を開始しておらず、データの受信者を選んでおらず、送信されたデータの完全性に影響を及ぼさない場合、データ送信の責任を問われるべきでない」と判示している。

同裁判所はこの事件で、「インターネット・サービス・プロバイダーと顧客との間の契約において予見される、インターネット・サービス・プロバイダーのサービスを伴う侵害の予防措置を考慮しなければならない」とも述べている。

この判決は、ロシア連邦最高商業裁判所の「Agava-soft」事件判決でも支持された。同裁判所はこの判決で、裁判所は以下の事項を検討するべきだと判示した。

- ・プロバイダーが自らのサービスを利用する者による他人の知的財産権使用に関連して何らかの利益を得たか否か
- ・プロバイダーが、ユーザーがネットにアップするコンテンツの量に制限をかけたか、それとも無限としたか
- ・ユーザーにはコンテンツをアップする際にロシア連邦法を遵守する義務があること、およびプロバイダーには違法コンテンツを削除する無条件の権利があることを定めたユーザー契約があるか否か
- ・知的財産権侵害をもたらす技術条件（ソフトウェア）がないこと
- ・著作権侵害品がネット上にアップされるのを防止し、著作権侵害品を追跡し、削除することを可能にする効率的なソフトウェアがあること

同裁判所はまた、裁判所はプロバイダーが自らのインターネットリソースが他人の排他的権利の侵害に使用されていると気付いた後に、問題のあるコンテンツを削除またはブロックし、または侵害者による問題サイトへのアクセスをブロックする措置を講じたか否かを検討するべきだと判示した。

有名な「Mail.ru」事件で、裁判所は、訴訟提起前に、被告は原告の著作物がウェブサイト上のどこにあるか知らなかったと認めた。そして、原告が被告に違法コンテンツの削除を求める警告状を送付していなかったこと、問題の著作物が公証人の報告書に示されたアドレスで発見されると、当該著作物はウェブサイトから削除されたことを指摘した。

裁判所はまた、被告は著作物に対して一切不当に手を加えていないこと、著作物をアップロードしたのはユーザーのみで、被告はアップロードしていないし、アップロードされた著作物の完全性やコンテンツにも影響を有していないことを指摘し、被告は法的責任を問われなかった。第三者（情報メディア）の法的責任は当時、法律によって定められていなかった。

別の著名な「Vkontakte」事件では、裁判所は、ロシア連邦最高商業裁判所に付託せずにその監督権を行使し、その大量の技術者、量、フォーマット、および基準に基づき被告はこのソースの所有者と判断されるとし、したがって、被告は自らのウェブサイトにおける情報の使用および頒布（権利者の同意なく音楽著作物の録音物をアップすることを含む）について、一定の責任を有するとの結論に達した。

裁判所は、問題となっている音楽著作物の違法使用について原告の警告状を受け取った後でも、被告は知的財産権侵害の結果を抑止し、未然に防ぐ効果的な措置を取らなかったと認定した。このような状況下で、「原告からの警告状を受領した後の被告の行動は消極的だった」と裁判所は認定し、最終的に被告の責任を認めた。この結果、本件における原告の請求は一部認められた。

## ■コメント

インターネット業界から否定的な意見や批判はあるものの、海賊行為防止法の施行から1年が経ち、デジタル環境における知的財産権行使は大幅に拡大してきたと言える。このことは、海賊行為防止法の適用範囲をさまざまな著作物（文学著作物、音楽著作物、ソフトウェア、データベース、その他の作品を含む、ただし写真は含まない）に拡大するため、同法を改正する動きを生み出した。

これら改正が施行されれば、インターネットにおける著作権行使の実務は、速やかに時代に調和したものとなるであろう。法改正により、著作権者はインターネットにおける海賊行為と積極的に戦う新たな法的ツールを利用して、オンラインソー

だけでなく、インターネット・サービス・プロバイダーやホストプロバイダーの責任も問えるようになるだろう。

#### ■ 参考情報

- ・ロシア連邦海賊行為法
- ・ロシア連邦民法典 第1254条
- ・ロシア連邦民事手続法 第144.1条

(完)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)